

第二十六回国会
衆議院

商工委員會議録第三十号

昭和三十三年四月二十三日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小村 久雄君 理事笹本 一雄君

理事西村 直己君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

阿左美廣治君

岡崎 英城君

佐々木秀世君

島村 一郎君

中村 磨一郎君

村上 勇君

春日 一幸君

佐竹 新市君

帆足 計君

八木 昇君

出席政府委員

通商産業大臣 水田三喜男君

出席政府委員

通商産業 長谷川四郎君

政務次官 松尾 金藏君

(大臣官房長) 通商産業事務官 鈴木 義雄君

(重工業局長) 通商産業事務官 川上 爲治君

通商産業事務官 (中小企業局長) 今井 善衛君

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

四月二十三日

委員中崎敏君及び永井勝次郎君評任

第一類第九号

商工委員會議録第三十号

昭和三十三年四月二十三日

第一類第九号

につき、その補欠として横路節雄君及び井谷正吉君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十二日

中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一五二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

自転車競技法を廃止する法律案(永井勝次郎君外十一名提出、衆法第二五号)

小型自動車競走法を廃止する法律案(永井勝次郎君外十一名提出、衆法第二六号)

自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一五二号)

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第二二号)

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第二七号)

中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十

三名提出、衆法第六号)

○福田委員長 これより会議を開きます。

自転車競技法を廃止する法律案及び小型自動車競走法を廃止する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立少数。よって両案は否決すべきものと決しました。

○福田委員長 次に自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○福田委員長 次は自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○片島委員 私は政府提案の法案に対して反対の意見を申し述べたいと思ひます。私の地元におきましては自転車競技を施行しておりますので、かえって公平な立場において、また客観的な見地からこの法案を批判することができると思ひますので、実は私が反対の意見を申し述べたいと思ひるのであります。

この法案を提出せられた理由に、他の射幸的娯楽との均衡と、地方財政に及ぼす影響という二つの項目があつてあるのではありませんか、その一つ、他の射幸的娯楽との均衡という問題につきましても、不健全なる、ギャンブル的な娯楽につきましても、どう

いうものでありましても、廃止できるものは順次これを廃止していくのが正しい行き方であり、特に、きわめて等細なる大衆のふところから出るところの、年間数億圓という莫大なる金がこのようなギャンブル的行為に使われることは、日本の経済の健全なる発展の上に決して好ましいことではないと思ひます。

さらにまた第二の理由としては、地方財政に及ぼす影響ということをおっしゃいますが、競輪を施行して自治体と施行してならない自治体との間にすでにきわめて不公平を生じておることは質疑応答を通じて明らかであります。また地方財政がこのような競輪などによつてその財源を求めるといふ行き方が地方財政そのものにとつて決して好ましいやり方でないことは、自治庁当局からも言明せられておる通りであります、この理由もまたきわめて薄弱といわなければならぬからであります。

さらに私が強調したいのは、参議院における附帯決議であります、参議院は禁止もしくは制限というものを一つの方向として附帯決議をきめておられますのかかわらず、審議会におきましては、この禁止もしくは制限というきわめて明確な方向を曲げまして、白紙の立場において競輪を今後どういうふうにするべきかという審議をした形跡がきわめて濃厚でありまして、これは参議院の附帯決議を無視するも

論もないようでありまして、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

○福田委員長 両案につきましても討論はつきましても、政府の考えは同様でございます。

小型自動車競走法を廃止する法律案について、政府の考えは同様でございます。

小型自動車競走法を廃止する法律案について、政府の考えは同様でございます。

小型自動車競走法を廃止する法律案について、政府の考えは同様でございます。

小型自動車競走法を廃止する法律案について、政府の考えは同様でございます。

はなはだしいといわなければならぬからであります。

今日競輪をどうしても継続しなければならぬという最も大きな理由は、すでに今日まで積み重ねられた大きな施設及びそれに従事しておる人々の生活を守るといふことがむしろこの競輪を継続していく最も重要な理由でありまして、わが党はこのような不健全なる娯楽、日本の経済に何らプラスをするものでない、こういうのをやめるといふにしても、その施設の償還なり、あるいはこれを長年育ててきた、またこれによって生活をしてきておられる方々の生活を守ることが軽視できない最も重要な問題でありますので、二カ年間の期限をつけて、この二カ年間に十分施設の償還なりこれに従事する人々の生活をどのように守っていくかという問題を処理していきたいという意味において廃止法案を出したのであります。残念ながら否決をせられました。

私どもは政府提案のこの法律案に対しては、以上の理由から反対をいたすものであります。(拍手)

○福田委員長 これにて討論は終局いたしました。

よって、自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○福田委員長 起立多数。よって両案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際佐々木秀世君より自転車競技法の一部を改正する法律案について附

帯決議を付したいとの提案がなされております。佐々木秀世君の発言を許します。佐々木秀世君。

○佐々木(秀)委員 自転車競技法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を申し上げます。

一、競輪施行者は、車券売上高の百分の一に相当する金額を社会福祉と公共施設のために支出するよう措置すること。

二、競輪選手の手当を新陳代謝及び選手の手当の向上を図るとともに、併せて選手の手当改善につき検討すること。

三、競輪場の設備の改善を図るよう措置すること。

四、競輪場附属の公衆衛生施設の整備改善を図るよう措置すること。

五、払戻金の最高限度額の制限及び連勝複式勝者投票法を実施する場合に、競馬、小型自動車競走、モーターボート競走と同時に進行ものとし、かつ、その取扱については特に慎重を期すること。

六、日本自転車振興会の人事及び運営は、民主的に行うこと。

七、この種の射幸性を伴う競技の監督行政機関については、これを一元化するよう速かに検討すること。

以上七項目であります。

簡単に説明を加えますと、ただいま社会党の片島君からもお話がありました通り、いわゆる零細な大衆の金をもつて得た収益というものは、どうしてもこれは一部施行者のみならず、国家的にも有用に使うべきであるという考えから、社会福祉といふことを入れました。肺結核とかあるいはガン研とか、社会福祉のために貢献するような

事業がたくさんあります。そういうものに使うということが一点。また公共施設と申ししましても、消防などの施設にも使うべきだと思います。しかしそういうものに對しては監督官庁と施行者と、自転車振興会、この関係者たちが協議いたしまして、その具体的な使途について検討されるよう望むものであります。

選手の手当等につきましては、質問の中で申しました通り、現在の選手は決して待遇がよいということとは申しませんが、いわゆる健全なる競技をいたすためにも、選手の手当改善というものは十分考えなければならぬまいと存じます。

その他設備の改善や公衆衛生の問題はすでに申し上げておりますので省略いたします。

ただここで申し上げたいことは、払戻金の制限並びに複式の配当であります。が、こういうものは同じ政府において自転車競技のみにこういう制限をつけるということとは不合理でありますので、これは競馬、小型自動車、モーターボート等一連のものを総合して検討いたしまして、この種競技が全面的にこの方法を採用するというならば異論はございせんが、競輪だけにこういうような配当制限をするということとは、われわれとしては納得いきませんので、このことについては十分慎重に検討して行うようにしていただきたい。競輪だけこういうことをするということについては賛成できませんので、この項目を入れた次第でございます。

また最後のいわゆるこの種の射幸性を持つ競技に関する行政機構の問題で

ありますが、質問を申し上げている中におきましても、こういうものに対する懸念がいろいろとあります。また一括された一つの方針もないようでありますから、将来行政機構の問題につきましても、十分に各種担当機関におきまして検討するよう望むものでございます。

以上簡単に説明申し上げまして、何とぞ皆様方の御賛成あらんことを切望いたします。

○福田委員長 採決いたします。ただいま佐々木秀世君御提案の通り、本案に附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○福田委員長 起立多数。よって本案には佐々木秀世君御提案の通り附帯決議を付するに決しました。

この際通商産業大臣より発言を求められております。これを許します。水田通商産業大臣。

○水田通商産業大臣 政府といたしましては、ただいまの附帯決議の御趣旨を十分に尊重いたしまして、その実施に努力したいと考えます。

○福田委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました四案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

【異議なしと認める者あり】

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 次に昨二十二日本委員会に付託されました、内閣提出、中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題とし、審査

に入ります。まずその趣旨の説明を求めます。水田通商産業大臣。

中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案 中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(登録法の改正)

第一条 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合中央会」を「商工組合、商工組合連合会、中小企業団体中央会」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「中小企業団体法」を加える。

(印紙法の改正)

第二条 印紙法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ八中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同条第六号中「中小企業等協同組合」を「出資証券」の下に「預金通帳」を加え、「若ハ輸出組合」を「輸出組合、商工組合若ハ商工組合連合会」に改め、同条第九号ノ四中「貯金証券」を「預金証券」に改める。

(商工組合中央金庫法の改正)

第三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

「所屬組合」を「所屬団体」に改める。

第一条第一項中「塩業組合ヲ含

ム」を「其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体」に改める。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合又ハ商工組合連合会」を、「事業者協同組合」の下に「又ハ商工組合」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合又ハ商工組合連合会」を加える。

左ニ掲グル者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

一 政府

二 中小企業等協同組合、商工組合又ハ商工組合連合会
三 塩業組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ノ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者タルモノニ限ル以下同ジ）
四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ノ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者タルモノニ限ル以下同ジ）
五 酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ノ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者タルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七條第一項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会」を加える。

会又ハ酒販組合中央会」を加える。

第二十八條第一項第六号中「其ノ構成員」を「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会若ハ酒販組合中央会、此等ノ構成員」に改める。

第二十九條第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会」を加え、同項第四号中「又ハ其ノ構成員」を「、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会若ハ酒販組合中央会又ハ此等ノ構成員」に改める。

（所得税法の改正）
第四条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業等協同組合中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

（法人税法の改正）
第五条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業等協同組合中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。
第九條第六項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く）」の下に

「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六條 前条の規定による改正後の法人税法第九條第六項の規定は、中小企業団体法（昭和三十三年法律第 号）の施行の日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）
第七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項ただし書中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加え、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業者協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に、「当該事業者協同組合又は協同組合連合会」を「当該事業者協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 中小企業団体法（昭和二十二年法律第五十四号）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正）
第八條 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号の二中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業等協同組合中央会」に改める。

（中小企業庁設置法の改正）
第九條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号の次に次の一号を加え、同項第十号を削る。
二の二 中小企業団体法（昭和三十三年法律第 号）の施行に関する事。

第五條 第一項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、同条第二項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、「中小企業安定法」を「中小企業団体法」に改める。

（運輸省設置法の改正）
第十條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の九中「中小企業等協同組合」の下に「並びに商工組合及び商工組合連合会」を加える。

（地方税法の改正）
第十一條 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業等協同組合中央会」に改め、第七十二條の五第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業等協同組合中央会」に改め、「調整組合及び調整組合連合会」を削る。

第七十二條の十八第二項中「及び輸出入組合」を「輸出入組合、商工組合及び商工組合連合会」に改める。

改める。
第七十二條の二十二第四項第五号中「（企業組合を除く）」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七十三條の四第一項第八号中「及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く）」及び連合会」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法（昭和三十三年法律第 号）による組合及び連合会（企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体法第十七條第一項（同法第三十三條において準用する場合を含む。）に規定する事業のみを行うものを除く。）に改める。

第二百九十六條第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業等協同組合中央会」に改める。

第三百四十八條第二項第十一号の二中「及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く）」及び連合会」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法による組合及び連合会（企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体法第十七條第一項（同法第三十三條において準用する場合を含む。）に規定する事業のみを行うものを除く。）に改め、同条第四項中「及び中小企業等協同組合法」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法」に、「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業等協同組合中央会」に改め、「事務所及び倉庫」の下に「商工組合又は商工組合連合会に係るもの」にあつては、中小企業団体法第

十七条第一項（同法第三十三條において準用する場合を含む。）に規定する事業に使用する部分を除く。）を加える。

（中小企業信用保証法の改正）
第十二条 中小企業信用保証法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
「指定法人」を「信用保証協会」に改める。

第二条第二項を削り、第三項第四号を次のように改め、同項を同条第二項とする。

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

第二条第四項第二号及び第三号中「組合」の下に「商工組合及び商工組合連合会」を加え、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改める。

第九条の三第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改め、「小企業者が中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九条の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

（輸出入取引法の改正）
第十三条 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小

企業団体中央会登記簿」に改める。
（中小企業金融公庫法の改正）
第十四条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

（輸出水産物の振興に関する法律の改正）
第十五条 輸出水産物の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

（中小企業振興資金助成法の改正）
第十六条 中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業等協同組合の施設及び」を「中小企業等協同組合、商工組合及び商工組合連合会の施設並びに」に、「中小企業等協同組合の活動」を「中小企業等協同組合、商工組合及び商工組合連合会の活動」に改める。

第三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体法（昭和三十一年法律第一号）第十七条第二項第一号（同法第三十三条において準用する場合を含む。）

に掲げるものの設置に必要な資金
第四十条中「一の中小企業等協同組合」を「一の中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会」に、「中小企業等協同組合の施設」を「中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会の施設」に改める。（繊維工業設備臨時措置法の改正）
第十七条 繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号）第二十九条第一項若しくは第二項」を「他の法律」に改め、同条第二項中「中小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令の別」を「通商産業省令で定める区分」に改める。

第三十条の見出し中「調整組合」を「商工組合」に改め、同条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改め、「中小企業安定法第十五条又は第二十六条に規定する事業のほか」を削り、同条第二項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改める。

第三十一条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改める。

（租税特別措置法の改正）
第十八条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六十条第一項中「事業協同組合」の下に「中小企業団体法（昭和三十一年法律第一号）第九十七条第一項の規定により組織を変更して商工組合となつたものを含む。」を加える。

（生糸製造設備臨時措置法の改正）
第十九条 生糸製造設備臨時措置法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

この法律は、中小企業団体の施行の日から施行する。

附則

○水田國務大臣 中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府といたしましては、さきに中小企業団体の法案を国会に提出いたしました。その施行に伴ひまして、関係法律を改正する必要がありますので、本法律案を提出した次第であります。本法案のおもな内容は、第一に、商工組合中央会及び商工組合連合会を、中小企業金融公庫法を改正して、新たに、その融資の対象として、中小企業団体法案によって新しく設けられる商工組合及び商工組合連合会を加え、また、中小企業信用保証法を改正して、商工組合及び商工組合連合会も信用保証の対象となることとしたことです。

第二に税制関係におきまして、商工組合及び商工組合連合会を従来の中小企業等協同組合法による事業協同組合と同様に扱うこととし、国税について、商工組合及び商工組合連合会に法人税法上の特別法人扱いを認め、また地方税につきましても、商工組合及び商工組合連合会の特定の施設に対する固定資産税並びに不動産取得税を免除する等の措置を講ずることとしたしました。

以上のはか、中小企業団体の施行に伴ひ、関係諸法律に所要の改正を行なっております。

中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案のおもな内容は、おおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上御可決下さいますようお願いいたします。

○福田委員長 引き続き中小企業団体の法案、中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、中小企業組織法案、中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案及び商業調整法案、以上各案を一括議題とし、審査を進めます。質疑を継続します。横井太郎君。

○横井委員 先に政府当局の方にお尋ねをいたしました。この法案は中小企業救済の意味におきまして非常にいい案だと思ひますけれども、これに對しましてはまた相當の反対意見もあると思ひます。しかもその中には誤解もあり、もつともだと思ひます。一つ解明を願ひたいと思ひます。そこで第一番にお尋ねいたします。

とは、この法案が通りまして、いよいよ商工組合を結成することになりまして、その機能を開始いたしますと、新しく開業したいという人が非常に困るのじゃないか。場合によっては阻止をされるような結果になりはしないか、こういう問題でございしますが、この点に關してお答えを願いたいと思ひます。

○川上政府委員 この法律によりましては別に新規開業につきましては何らの制限もいたしておりません。従いまして新規開業は全く自由であるわけでございまして、商工組合を作りまして調整事業を行いますけれども、新規開業者は自由なのですが、ただその調整事業に従つた方がいいというような場合におきましては、自由に加入も許されておりますし、また同時にどうしても新規開業者がこの組合以外にあっては非常に困るというような場合におきましては、強制加入の命令等によりまして組合に加入させる、あるいは組合の調整規程を參照して政府の方で命令いたしました調整命令に對しまして従わなければならないという程度でございまして、別に營業そのものについてはこれを許可制にしておるとのことには全然なっておりません。

○横井委員 なるほど法案にはそれは書いてございませんで、營業を始めることは自由でございましょう。しかしながらこういう問題があると思うのでございまして。組合契約をいたす場合に、製造業者と、要するに工業組合とその原料を売る人との組合契約ができるはずでございまして。それから問屋と製造業者との団体協約もできるし、小売と問屋の組合との団体交渉等もでき

ると思うのでございまして。その場合に於いて、たとえば製造業者をもって組織する工業組合と原料を売ってやる人の間に於いて、新しく始める人には原料を売らないのだ、こういうような交渉がかりにあって、それができるとする。また問屋の組合と製造業者との間に於いて、同じ業態のものでもございしますから新しい人には売らないのだというような協約をかりに締結する場合に於いて、新しく始める人には實際にはできないのじゃないか。

○川上政府委員 ただいまのお話のようなことは不正取引ということになるかと思ひますので、これは獨禁法違反という事になりますので、そういうような組合交渉というものはできないというふうには私も考へております。

○横井委員 今ちょっと聞えなかったのでもう一べん……。

○川上政府委員 組合と、原料の販売の相手方に対しては、組合員外に売つてはいけないというやうな団体交渉は、全く不正な取引になつてくるかと考へられますので、そういう団体交渉は獨禁法違反でありますし、そういうことはできないと私は考へております。従いまして、組合員外の者に對して別にそういう不正な取扱ひはできないと考へております。

〔委員長退席 小澤（久）委員長代理着席〕

○横井委員 獨禁法でいけないとおっしゃればそれでございしますが、そういうしますと組合の機能が十分に發揮されぬという結果になりはしないでしょうか。たとえば、問屋さんが非常に過當競争をやり、その上にまた新し

い員外者といひましようか、初めて開店する人がどんどんふえていけば、組合を作ること自体意義がなくなりはないでしようか。現実にこういう問題があるのです。戦後の中小企業は昔のやうな徒弟制度ではなくなりまして、けれども、依然として技術を覚えるやうな商売がたゞある。私は愛知県ですが、愛知県では松屋と染織屋とか、何年も何年もやらなければ技術を修得し得ないやうな業種がたゞあるやうなことを覚えかけた者が、ちょうど十年くらいたつて、こゝらで果立したいとか新しい仕事を始めたいという年ごろになつてゐるのです。二十ごろから始めてちやうど三十前後になり、一本立ちしたいという人がたゞあるわけなんです。そこで、このやうに同じ業者が過當競争をしてゐる現状に於いて、新しい業者がどんどん出て来いという事になりますれば、そういうことが縛り得ないということになりますれば、新しいものがふえていくこととなるのです。過當競争を防ぐため

の組合であつて、過當競争をするやうな相手方がどんどんできていくやうな場合はどう解釈するのでありましようか。それでは獨禁法でいけないというのでありましようか。それを解明していただきたいと思います。

○川上政府委員 この法律は別に營業の許可制をとつておりませんので、新しいものがふえていくのを押へることにはできないのでございまして。ただ、大部分の中小企業者が集まつて組合を作つて調整事業をやる、しかもその場合に員外者が非常に調整事業を妨害しておるために、調整事業がうまくいか

ない、従つて組合員の安定がどうしても期せられないとして、ひいては國民經濟に非常な影響を持つというやうな問題が発生いたしますと、員外者——これは新しく開業した者でも同様でございしますが、そういう員外者に対して組合の調整規程に従ふという五十六條の規制命令も出し得ますし、またそれが中小企業者であり得ますならば、五十五條の強制加入命令を出して、その組合の調整規程に従ふということによつて、その組合のメンバーの安定を期するやうに協力させるということになるわけでございまして。

○横井委員 これは運営の面もありまして、業者が非常に心配してゐるわけでございます。その点は一ツ大いに運営よろしきを得てやつていただきたいと思ひます。それから、その次に伺ひたい点でございますが、これは戦時統制の再現でなかろうかという声が相當あるものでございまして。これはいろいろに考へられますけれども、なるほどこの法案の内容を見ますと、運営のいかんによつてはそういうことになるのじゃないだらうかと思はれる面も出てくるのでございまして。たとえば、設備制限をするとか販売制限をするとか、価格制限をするとか——なるほどそういうことによつて過當競争はなくなると思ひますが、そうすると、今度は反動的に業者が法の上にあらざるをかりて、非常に安易な気持ちになつてくる。従つて、消費者に對してのサービスが怠つてきやしないか、これは一應考へられることなものでありまして、消費者の方でもそういう声がかまひいのでございしますが、それに対してどういふお考えでございま

しょうか。

○川上政府委員 商工組合において調整事業を行います場合は、この調整規程によつて行つたわけですが、その調整規程を作りますときには行政官庁の認可を受けなくちゃならぬということになつておりました、その認可をする際におきましては、消費者に對する影響を十分考へて、不当に影響がないやうな措置になつておりました、初めてその調整規程を認可するわけでございまして。特に消費者關係につきましては價格協定が一番問題があると思ひますので、價格協定につきましては、この法律によりまして、生産制限なりその他いろいろな調整事業をやつてみて、それでもなかなかうまくいかない、なかなか組合員の安定が期せられないというやうな場合、最後の手段として行い得ることになつておりますし、また價格協定そのものにつきましては、公取の同意を得なければ認可ができないというやうな仕組みになつております。従いまして、そういう配慮を十分しておりますので、私も考へては、消費者に對しては、私どもとしましては、ものと考へておるわけでございまして。

○横井委員 もう一つ、これは大臣から承りたいと思ひますのでございまして。この組合を作るやうになると、いわゆる官僚統制に返るではないか、これは相当地かまひいのでございまして。なるほどこの法案の内容を見ますと、組合を作る場合認可を受けるとか、あるいは調整の内容について認可を受けるとか、あるいは組合が団体協約をやる場合勧告をするとか、加入命令を出すとか、規制命令を出すとか、何でもかんでも上の方からの命令というのがある

のでございます。あるいは認可を受けなければならぬという問題があるのでございます。勢い役人さんの介入してくる部面が非常に多いのでございませう。なるほど上の方の大臣とか長官は官僚制には相なりませんが、おっしゃるが、第一線の連中にいいますと、必ずしもそうではなくて、とにかく官僚風を吹かすような部面が出てきはじめた。業者は、こういう組合を作った下さいと言いつつながら、そういうことの一面の杞憂を持っているので、そういう点大臣からはつきりおっしゃっていただきたいと思います。

○水田國務大臣 戦時統制時代のことを特に中小企業の方たちは心配しておりますが、あの時代にはむしろ物資が不足で、それにどう対処するかという必要から官僚制をやりましたので、価格においても生産数量においても全部政府の命令でやったということから、これが官僚制として当時の中小企業に御迷惑をかけたことがございませうが、今度の場合は、そうではなくて、物が不足しているのにこれにどう対処するかという事象ではなくて、むしろ物が多くて、そのために業界全体が不況に陥るというのをどう助けようかというのが趣旨でございませうからして、従って政府側からどう言うというようなことは一切ございませう。もし業界が、自分たちは集まってこういう調整事業をやりたいという申し出によって、そのやることが関連産業や消費者に迷惑をかけるか、かけないかという一つの基準をもって政府は認可をするかしないかでありまして、政府は常に受け身である。業界から言ってこなければこちらから何もしな

い。こういうふうにしてもらいたいと言ってきたものを審査して、そうさせた方がいいという場合に認可をするということでございますから、いわゆる官僚制の色彩というものは、この法案では全くないのじゃないかと私は考えております。

○横井委員 その次は物価騰貴の杞憂の問題でございます。これもやはり各方面からすでにお聞きにはなりましたが、この法案の内容を見ますと、なるほど設備制限とか販売制限、数量制限、その次に価格制限、こういうものになりますので、順次相当官庁の方が十分見届けてこれをいろいろと御心配にはなるであろうとは思いますが、これも、こういう制限々々となりますと、勢い物の出回りというものの制限されてくる結果でございまして、自らの勢いで、物価が上ってくる傾向にあるという点はいなまねと申すのではありません。この点を消費者あたりは非常に心配しております。それをやらなければ中小企業者にとっては効力はないかもしれませんが、この点を消費者としてはなるほど物価の騰貴という点と関連して非常に心配をいたしておるのだが、この点はどうか解釈すべきものか、それをお答え願いたいと思ひます。

○川上政府委員 現在中小企業安定法によりまして調整組合ができておりまして、その業種は四十七業種にわたっておりまして、その中で実問題として価格の協定をやっておるものは二業種でございます。ほかのものは全部その他のいろいろな調整事業を行なっておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように価格協定というのは、こ

れはよくよくの場合でなければこの法律の建前としても認めないということにいたしております。それからまた価格協定につきましては公取の同意を得なくちゃならぬというふうになっておりますし、また安定審議会におきましてもこの問題につきましては十分検討することにしたしておりますので、先ほど申し上げました通りに、この法律を実施することによっていろいろな商工組合が価格協定をして、そして物価のつり上げをするというふうなことは、これは私どもの方としては万ないものと考えております。またそういうおそれのあるものにつきましては、認可をしないというふうな考えで臨みたいと思っております。

○横井委員 少し具体的な問題になりますが、おそろく当局の方へも相当の反対の陳情があるかと思っております。それは内需が貿易を制約しないかという問題でございます。これは関西の方面で非常に大きな問題として扱っておるのでございますが、貿易業者の問題でございます。要するに大企業の貿易業者は、織布とかあるいは染染とか、縫製であるというふうなことを兼業いたしておるのでございませうが、この大企業というものは主として貿易を中心としての企業でございまして、こういうのを兼業いたしておるのでございませう。ところがこの織布とか染染とか縫製というふうな、それ自体は中小企業に多いのでございませう。しかも中小企業に多いこれらの業種は、内需すなわち内地向けの織布とか、あるいは縫製とかいうものが多いのであります。ところがもし内地向けのこれらの織布とか、縫製というふうな面におい

て今の商工組合を作つて調整事業をいたす場合に、これが輸出の面に制肘を加はせぬか。輸出の面は、大企業は大企業として輸出向けにそういうことをやっておるのでございませうが、同じように織布なら織布という業種において、あるいは染染なら染染という業種においてこれが規制をいたしますと、内需のものと貿易のものとでは違ひますので、従つて内需のものが貿易面のもに制肘を加える結果になりはせぬか、こういうことを非常に憂えて反対をいたしておるのでありますが、これはどういふふうにお考えになりますか、お答えを願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 この織布業者につきまして、内需のものとそれから貿易のものと、もちろん不可分の関係があると思ふのでありますが、先ほど申し上げましたように内需のものについて価格の統制をするというふうな場合におきましては、これはよくよくの場合でなければ私の方では認めない、またこれを価格統制するために加えて貿易に對しては非常に影響を持つというふうなことでありますれば、私の方としてはもちろん認めませんし、おそろく安定審議会におきましてこれをいろいろ検討します場合におきましても、そういうものは認めないというふうなことになるかと思ひますので、おそろくそういう心配は全然ないものと私どもは考えております。現に先ほど申し上げましたように、中小企業安定法に基きます調整組合におきましてもいろいろな調整事業をやっておるわけでありませう。これはすでに五年になっておるわけでございますけれども、今までそういう調整事業によつて輸出に對

しまして悪い影響を及ぼしておるということは、一件も実は私ども聞いておりません。むしろ輸出関係のものに對しましてこの調整事業をやることによって、かえつて輸出の方の安定が期せられておるというふうな効果が上がつておるわけでございます。輸出を阻害しているというふうなことは現在のところ一つもありませんし、そういう実績に徴しまして、またわれわれとしまして価格協定につきましては十分な考慮を払ひ、またそういう仕組みになつておりますので、その点は別に私どもは問題はないというふうな考えでおります。

○横井委員 まだいろいろありますが、一応反対なさる方もまだはかにたくさんありますのでこの程度でこの問題は終ります。とにかく長官がおっしゃり、大臣がおっしゃると別に差しつかえない、差しつかえないというふうにとれるのでございませうが、第一線の運用におきましてこれを誤ると大へんことになると思ふのでございませう。その点は、いよいよ実施に當りましては特に第一線の役人さん方にお話しおきを願ひたいと思ふのでございませう。

それからきょうお話がございました中小企業団体の法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の先ほどの御説明がございましたことに関連いたしまして、一つお尋ねをいたしたいと思ひます。それは今度できます商工組合に對しまして、商工中金あるいは中小企業公庫からの金融の對象にするという問題でございませう。これは非常にけっこうなこと、当然そうあらねばならぬと思ふのでありますが、今日中

小企業公庫が市中銀行を通して貸して
おる部面において、市中銀行が実際に
おいて中小企業に融資をしておるか
という問題でございます。私ももしし
ば聞かぬが、今まで中小企業者でAな
らAという銀行と取引があった場合に
は融資をしておるのだが、新しい中小
企業者が行くところを断つてしま
う、こういうことをしばしば聞くの
であって、今まで取引をしておる中小
企業者だけに融資をするのなら、何も
新しくこういう市中銀行に扱わせる必
要はないと思うのでございますが、こ
の点はこういうようにお考えになつて
おりますか、お答え願いたい。

○川上政府委員 現在中小企業金融公
庫の貸付は、これは全国に支店が非常
に少ないものでありますから、市中銀行
を通して貸しつゝるその代理店として
いうようなことでやっているわけなん
ですが、これはその銀行と従来取引が
なくても当然貸し付けられる制度に
なつておるわけでございます、従来
われわれの間々耳にしておるところで
は、この代理店である市中銀行が従来
取引のあったものに片寄つておるとい
うようにも聞いておりますけれども、
われわれとしましてはそういうことが
ないよういろいろな指導をいたしてお
るわけでございます。従いまして、具
体的に私もいろいろ話がありまし
て、従来取引はなかったけれども、新
しいものに対してはその銀行から中
小企業金融公庫の金を貸しておる例は
多々ございます。ただ先ほどお話があ
りましたように、どうも従来取引が
あったものに対して片寄つておるとい
うようなことは聞いておりますけれど
も、われわれとしてはそういうことが

ないようこの中小企業金融公庫を通
しましていろいろ指導はいたしてお
るわけなんです、今後におきまして
極力そういうことがないように、片寄
らないよう一つ指導していきたいと
いうふうに考えております。同時に、
またこの代理店を通して貸し出す
ことは、現在におきましてはやむを得な
いことではありますけれども、なるべく
直接貸しをふやしていく方向に持
ていき、また一面におきましては、この前
の委員会におきまして可決していただ
きましたこの中小企業金融公庫の金を
商工組合中央金庫を通して出すと
いうような措置も今後におきましては
とりましますから、新しい、銀行と関係の
ない中小の方々に貸し出して十分め
んどを見たいといふこと、あ
るいは比較的小さいといふことで、あ
るいは借りに行つてもなかなか借り
ることができなかったという事例は相当
あるかと考えられます。

○横井委員 あなた方は一べんでもこ
の実態を調査せられたことがありま
すか。調査をしていただければわかるの
ですが、実際に新しく借りに行つても貸
せないのです。これが実態です。これ
はあなた方調査せられたかどうかは私
は疑うのでございます。貸せないの
ですが、今まで取引をしておった中小企
業者の金を——この金は今まではその
市中銀行から出ておった金なんです。
ところが中小企業金融公庫の金が回
つて参りますと、今度は今までの銀行自
体が貸しておった金をすりかえるわけ
なんです。

「小平(久)委員長代理退席、委員長
着席」

従つて中小企業金融公庫の金はすりか
えるのですから、銀行がそれだけ余
分に資金源ができたわけなんです、
その金はどこへ回るかという、今
言つたように、新しく申請する人に貸
せないのですから、結局大企業の方に
回つていくことになるんです。

結果において、中小企業金融公庫の代
理店というものは大企業に金が回
つていって、ほんとうに中小企業者には
潤わぬのだ、これが実態です。現に私
は幾つも取り扱つて知つておる。新し
い人が行つてもなかなか貸せない。だ
から、これをあなたの方でよほど注
意していただいて、いけなければやは
り代理店というものをやめていただ
きたい。実際に中小企業者を潤
していないのです。私はこれは大蔵省
等の関係もあつて、大蔵省が窓口を開
かなければいかぬといふので、やむを
得ずこういうことをやっておるという
ことも聞いておるのですが、むしろ私
は商工中金と中小企業金融公庫と目的
は違ふのでしようが、一本にして、そ
れ自体において窓口を開かした方がい
いのです。代理店というやうなことは
は実際に中小企業者を潤して
ない。あなたの方で調査なさつたか
なさぬか、実態を一つ聞かしていただ
きたい。これはほんとうに業者の叫
びであります。せつかくの金が大企業
に回る。ことに昭和三十年はうんとふ
やされておる。二百何十億からふえて
おつて、これが大企業に回つて中小企
業に回らぬといふなら、何のために
これを増額するのか意味がないので
ございます。一体今までお調べになつ

たかどうか、この点と、それからま
たいそのこと代理店しをやる御意
思はないかどうか、この点を承わり
たい。

○川上政府委員 これは系統的に全面
的に直接われわれの方で調査したこと
はございません。しかし私の方としま
しては、信用保険特別会計というやう
な制度を持つておりますので、あとい
う制度を通して部分的には調査し
たことがございます。従いまして、先
ほど先生からお話がありましたやうな
事例も実はあるわけでございます、
われわれとしましては、これは中小企
業金融公庫の本来の目的ではありませ
ないので、どうしてもそういうことにな
らないように、公庫に貸してしま
い、あるいはやましく言つておるわけ
でございます、先ほど申し上げました
うに、今年度におきましては中金との
関係をもつと広くしていくとか、あ
るいはまた信用金庫の代理店をもつと
やしていくとかいふやうな措置をと
まして、極力一般の金融機関を通して
出す制度につきましては縮小してい
たいといふふうに現在進めておるわけ
でございます。ただこの際思い切つて
代理店制度というものをやめること
は非常に大きな問題を起しますので、
私もとしましては、なるべく直接貸
しをふやすとか、あるいは商工中金を
通して貸していくとか、あるいはまた
信用金庫を通すとか、そういうやうな
措置でだんだんそちらの方を広げてい
きたいといふやうなふうに考えてお
るわけでございます。

○加藤(清)委員 関連して。ただいま
の横井委員の質問はきかめて中小企業
金融公庫の実態をついた問題なんで

す。ところが答弁の方はきかめて形式
的で、責任のついで、答弁者としては
そうやってこの委員会だけをうまく濁
していったらそれで事が足りる、こ
うお考えかもしれないけれども、そ
れじゃ中小企業は救われぬですよ。そ
れではどんな法律を作つたつて永久に
中小企業は救われぬ。長官、あな
たは、先ほど横井委員からの質問も
ございましたが、実際に実態を御調査
さされたことがございますか。ござ
いましたならばそのデータを御提出願
いたい。あなたは、ただいまの答弁によ
りますと、中小企業金融公庫にきよ
この点のないように警励しておるとい
うお話でございましたが、それは何回繰
返したつてだめなんです。私も何回
行つて話をしておる。ところが問題
は、中小企業金融公庫の連中の気持が
間違つておるからさうなつておるん
じゃない。代理店しをやっておるとこ
ろの窓口の連中の気持が間違つてお
るからさうなんです。親心子知らずな
んだ。こんなことは本委員会において
で何回も繰り返されて、政府ないし
は中小企業の公庫を何度鞭撻したか
かわらない。しかしなおそれが繰り返
されておる。あなたの御答弁によれば、
なるほど中小企業金融公庫は中小企業
にも貸しておる、こういう話なんです
が、貸しておる事実はありません。しか
しそれは今まで銀行が貸していたのを
肩がわりして貸しておるだけなんだ。
中小企業金融公庫の金が二百億なり三
百億なりふえたから、そこで中小企業
に対する貸し出しの金額がふえたか
減つたかといふことをお調べになつた
ことがないでしよう。ふえていない。
肩がわりしておるだけだ。結局これは

肩がわりして、ふえた分だけは企業の方へ流れていっておる。もしそれ中小企業に新しく貸したものがあつたあなたが抗弁なさるならば、私もありと申言います。しかしそれはこういうやり方をやっておる。つまり言つて、新しい者が代理貸しの窓口から借りようとするときに、大抵の銀行は何をやるかといふと、まず私の方の定期を買つて下さい、あるいは月に十万円ずつ預けなさるならば百万円は半年先に貸してあげましよう、と言ふ。ところが、半年たつて百万円借りた、やれうれしやと思つていふといふと、その次の月も、その次の月も、また十万円ずつ預けなさい……。従つて十年先には百二十万円取り上げちゃつたのだ。そうなりますと、これは法律によれば、一年間は据え置くことができることになつておるはずだ。あとの一年先から分割払いすればいいことになつてゐるにもかかわらず、一年の後には借りた金の百万円よりも、預けさせられた金の百二十万円の方が多くなつてしまつてゐる、こういうことなんだ。これが実態なのです。それがずっと続いておる。新しい者が借りにいくとすると……。なぜそういうことをやるのかといふと、向う側の答弁にいわく、いや、このうちの八〇％は私の方の金であります。公庫から来た金ではございませんと、こういう答弁なのだ。これでもつて中小企業は、もうやむを得ぬ、そういうことならばと、こういうことになる。これが事実なのです。そこで今度は公庫の方から窓口に向つて、この人間ならば間違いないから貸してやりなされとサセスチョンを与える。そうすると、本店だけはそれを受け取り

ますか、支店長はどうかというところ、そんなことは私どもは聞いておりませんから、あなたのところへは貸すことはできません。これでおしまいです。つまり中小企業金融公庫といういい貸出窓口、中小企業を守るものができた。そこでそこへ頼みに行くと、運動してロスがあつたというだけで、時間をかけて手回ひま食つたというだけで終つておる。これが事実だ。こういうことに対して、ただ公庫に注意したとかどうとか言わぬで、法律にちゃんときまつておるのだから、検査をして窓口の代理業務をやめさせるとか——この前の長官は、やめさせるという答弁までしているのだ。だからそれを継続実行したらいいはずなのだ。もしこれを放置するならば、さきに農林漁業金融公庫に不正があつたということが新聞にまで発表されておるわけでございますが、それと同じような、いやそれ以上の不正がこの中にはたくさん包含されておる。やがてわが党はこの資料をひき上げて、政府の責任と代理貸し窓口の責任を追及する用意がありますけれども、そういうことをされない前に、あなたの方が手当すべきだと思いますが、大臣、大臣はこの問題についてどのようにお考えでございますか。今までのやりようでまことにけっこうだという御答弁でございますか。

○水田国務大臣　いや、けっこうだとは思つておりません。どうしても普通銀行を窓口にするればそういうことがありがちでございますので、今度は普通の銀行一本でそうするよりも、ほんとうの中小企業が集まって組合を作っている信用金庫というようなものを窓口にするように、そちらを広げる。なおか

つそれもなかなか利用できないほんとうの零細企業に対しては、生業資金の貸付先として国民金融公庫がありますので、その資金をどんどんふやしていくというようなことで、中小企業の実態の多様性に応じていろいろな手を打って、この救済策を考えるよりほか仕方がないと思っています。ですから、今の代理貸しに、そういういろいろな不都合な点があることを私どもは承知しておりますので、今長官が言われましたように、中小企業公庫は支店がないのですから、とにかく窓口が少い。少いことは非常に不便でございますので、今のようないくつという形で窓口をふやしてはありますが、これを一挙にやめるわけにはいきませんので、直接貸しができるような方向へ、こちらの資金をだんだんにふやしていくという方向をとっているわけですが、現在の金融公庫の貸し方について、そういういろいろな問題があることについては、十分承知しております。

○加藤(清)委員　大臣の答弁は了解いたしますが、今の代理貸しをやめて直接貸しをすぐにふやすと言ったって、これはちょっとできないのです。なぜできないかといえば、直接貸しの中小企業金融公庫の人員は、だれでもかれでもよろしいというわけにいきませんからね。訓練をしていかなければならぬ。そうすれば、これは一年や二年で今の代理貸し業務をやめるということではできないわけなんです。さてそこで、しかしなおかつこれは放置するということは、大臣もいけないことだとお認めであるし、これは長官もお認めであろうと思います。そこで私は方法なきにしもあらずだと思っております。

それは、大銀行にこれを預託するから、そのひいき先、取引先へと金が流れるのである。ところが今までの取引先、ひいき先に流れても、決して大企業にいかず、本法律の趣旨通り徹底できる窓口がある。すなわち、それは信用金庫とか信用組合なんだ。ことをふやしさえすれば、立ちどころに代理業務の手足がふえる、こういうことになるわけでございますが、大臣、このようないい方法があるにもかわらず、なぜそこをふやすということをやらないのか。大臣よく聞いて下さい。何も大銀行に圧迫されて、その陳情に負けて、その窓口のみ多くふやすことをやらずに、中小企業の専門金融機関である信用金庫とか信用組合にこれをふやす、こうすれば立ちどころにできるはずなんだ。それをなぜおやりにならないのですか。やる勇気がないのですか。またやる計画はありませんか。

○水田国務大臣　今話しましたように、普通銀行への代理貸しの資金というものは、ことはもう前年度程度の額にとどめる、そして中金とか、信用金庫とか、相互銀行とか、そういう方向へ資金をふやして代理貸しをやつてもらうように、向うの方へ窓口を広げるといふ方針を、現にことしからとるつもりでございます。

○加藤(清)委員　もうこれでおしまひ。今相互銀行という名前が出ましたから、それで申し上げますが、大臣はまだ実態の調査を十分していらっしゃいませんですね。この問題で一番不信の多いのは相互銀行なんです。私はあえて相互銀行と言いましよう。むしろ大銀行よりももっと、いわゆる世間的に言うところとちがふことをやつてい

るのが相互銀行ですよ。そんなことをふやすんと言われたら、とんでもない話です。相互銀行のやり口の一二を申し上げてみましょうか。今私が十万円ずつ預けさせて、一年後には二十万円とると言ったのも、これは相互銀行の例です。もっとひどいのはその支店長、重役さんが、そで下をらいさえすれば許してやるという例がある。それも相互銀行にある。そういうところへ、あなたがふやすんといふようなことを言っていらいしやるということは、実態の御調査がまだ十分徹底していない証拠なんです。信用金庫とか信用組合が、全然過去に不正がなかったとは言いませんが、それは御承知の通り組合員の意見が反映できるように組織ができておりますから、きょうなことは絶対にできないはずですよ。また信用組合のときは、大体いえばその地方々々の繋封家なんです。保守党びいきの人なんです。そういう人たちが幹部になっていらつしやる。ところが、それはやはりその土地に住んでいる関係上、そういうえげつないことはできないようになっていいる。そんなことをやればその土地におられなくなるのですから……。だからむしろ私は、その幹部の人が保守系であったとしても、なお信用金庫、信用組合にゆだねる方が、もっと中小企業の希望にこたえるゆえんではないか、こう思うわけですが、その点いかがでございますか。

○水田国務大臣　信用金庫や信用組合の方が中小企業の金融にとっては好ましい方向だと思えます。ただ、今言われましたように、すでに掛金をかけて、ほかの銀行との取引はないんだ、相互

銀行と取引しているんだ、だからそこでも中小企業の長期資金が借りられるようにしてもらいたいという要望も実際にございまして、その比重をどうにか置くかというところはこれから検討いたしますが、一般銀行それから相互銀行、信用金庫、信用組合というように、中小企業のための金融機関を区別して置くかどうかは問題でございまして、そういう問題があれば相互銀行の活用というところをなるべく少くして、ほかの方へ比重をかけるべきではないかとあります。その点は検討いたしますが一応窓口としては、もうなるだけ市中銀行への資金を増すことはしない、この程度にとどめ、そのほかの銀行へ比重を置きたい、こう考えておるわけなんです。

○横井委員 私、もうこの法案の内容容へ入りたいと思いましたが、今聞いておりました、一言だけ申し上げたいと思ひます。

大臣もほかの方への考え方があるようございまして、それは非常にけっこうなこととございしますが、ただ相互銀行というものにつきましては、金利の面で非常に違つてございまして、こういうことを言つていいかどうか知りませんが、下手をすると相互銀行にもうけさせる、利やをかせがせるという面も出てくるだろうと思ひますので、その点だけは十分御注意を願ひたいと思ひます。

それから、この法案の内容について、社会党の案とも対比しながら御質問申し上げたいと思ひます。

一番最初に法体系の問題でございしますが、第三条に、これこれの組合員がこの団体に入るんだということが列

挙してございまして、ところで、実際にこの法案の内容を見ますと、商工組合の案ばかりでございまして、今までの中小企業協同組合というものは直ちにこの事業協同組合、信用協同組合に変わるんだというように簡単にやつてございまして、そこで、この法文だけから言つてまことにぶざまなものでございまして、これは将来一本の法案になさるのかどうかということ。もう一つは、これに関連いたしまして、小売商調整法とか中小企業助成法といううな法案は将来どうなるおつもりであるか。本国会にお出しになるかどうか。しかも、この団体法と小売商調整法、それから中小企業助成法というものは、三本で一本になるものかと思ひます。三本で一本になるものかと思ひます。三本で一本になるものかと思ひます。

○水田国務大臣 審議会の答申にもございまして、この三本の法律によつて中小企業の問題が基本的に解決されるという考えで私も進んでおります。その団体法は今御審議願ひ出される予定のものは小売商の振興法、これはたゞいま法制局で検討している最中ではございまして、この国会には提出したいと思ひますが、それから中小企業の振興助成法といううなものは、たゞいまこの委員会でも申しておりますように、本国会には間に合いませんので、来国会までに準備したいと思ひます。中小企業団体法は、中小企業の組織化に関する基本法でございまして、私どもの当初の考え方は、中小企業等協同組合法、この安定法による調整組合といううなものを――あ

らゆる業種一緒にあわせ行うことができるようにするのが目的でございまして、一本の法律にして、この団体法に一切を規定し従来の安定法と協同組合法を廃止するという方針で進んでおりました。この国会中にこれを一本にするのは、相当時間的にひまがつかるといふことになりましたので、この法案を急ぐために、従来の協同組合法は一時そのまゝにして置いてこれを生かす。そうして、この団体法を出すことによつて安定法の方はやめる、こういう方針をとつたわけでございまして、この法案が通過しますと、あつてやうなことを一本にすることをあらためてやりたいと私も思ひます。

○横井委員 春日政府委員にお尋ねいたします。(笑)あなたの方の法案を見ますと、環境衛生関係に対するものが列挙してございまして。たとえば清涼飲料水関係、美容業、理容業、興業、旅館、公衆浴場、クリーニング、こういうものを列挙して、今度できる組合ではこういうものを扱うというように出ている。ところが、環境衛生関係の方は別に今単独法でやつておられるので、その関係はどういうことになるでございましょうか。もしあなたの方の法案が通過したとすれば業者は一体どちらを選んだらよいのか、これを一つ承りたい。

○春日委員 ただいま御質問のありました環境衛生関係の業種をこの中小企業組織法からいかに取扱つていくかという点であります。御承知の通り、わが党は、この組織法案をいち早く策定いたしました。すでに二月中旬これを国会に提出いたしておるわけであり

ます。その当時から私どもの考え方、ここに掲げております中小企業安定法に規定されております業種、その他機械工業振興臨時措置法に規定されている業種、並びに環境衛生法、食品衛生法ですでにそれぞれの調整をみております業種は特にこの組織法により問題の処理をしようと考えているうな法律構成に相なつておるものであります。しかるところ、その後いろいろの関係がございまして、御承知の通り、自民党と社会党との共同提案でこの環境衛生に対するものが今日国会に上程されることに相なつたわけでありまして。従ひまして、その法律とこの法律との関係がいかに取扱つていくかという問題があるわけでありまして、大体において過当競争を防止してそれぞれ関係業種の安定をはかるためのものでありますから、他の特別立法によつてその目的が達せられるという形に相なりますれば、この法律においては二重の措置は必要でないという考え方の上に立てております。従ひましてこの法律案の成り行きとこれを十分勘案いたしまして、そちらの方で完全にこの過当競争が防止できて、関係業種の不安がそれぞれ解決できるということになりますれば、当然私どもの組織法からそれぞれの関係業種を削除するということも考えられておるわけでありまして。この取扱いはここの一兩日中に最終的に決定をいたしまして、あらためて御答弁申し上げたいと思ひます。

○横井委員 その次に社会党案による団体交渉についてお尋ねいたしたいと思ひます。政府案では、第二十九条によりまして、組合交渉に当つては各組合の代表者が政令の定め

によつてその交渉に当るのだというふうに書いてございまして。ところが、これはあとで春日委員にお尋ねを申し上げたいと思ひますが、社会党案によりますと、その組合から委任を受けた者も交渉の任に當る、こう書いてございまして。政府案の方は代表者のみに限る。こういう点を一つお答え願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 私どもの方としましては、この組合交渉につきましては相手方と十分話し合ひができるような措置をとりたいというふうな考えです。で、やはり商工組合の代表者でなければいけない。しかもすわり込み戦術とかそういういろいろな方法によらないで、ほんとうに取引の相手方とございまして、十分に話し合ひができるために、やはり代表者であつて――この「政令で定めるところにより」というのは、人数まで制限して話し合ひをさしたい、あるいはまたその代表者は組合の理事者でなければいかぬといううなことにする、そういう措置をとりたいというふうな考えでおるわけ

でございます。

○春日委員 私どもは、団体交渉によつて締結された団体協約というものについて、その機能と性格、効力などは大體民事契約に該当するものと理解いたしておるわけでありまして。従ひましてこれは当事者が交渉してもけっこうでありまして、もうその民事契約のそれだけの例が、その代理者に全権を委託することによつて締結される場合もことごとく効力を有しておる。のみならず、関連法規といったしましては労働三法におきましても同様の規定がいたしてあるわけでありま

す。従いましてこの場合組合がそれぞれの方法を備えた委任を行いますれば、その委任を受けた者がその交渉をいたし、その結果によって発生した効力には何ら相違はない、こういう工合に理解をいたしておるわけであります。なおその中には第三者に委任する場合もありましょう。弁護士というものもありましょうし、いろいろな関係があるでありましょうが、しかしそういうことはかりを考へておるのではないのでありまして、たとえばこの私どもの法律によりまして、地域的な単組と申しましようか、そういうような協同組合があり、さらにその上に連合会があるわけでありまして、そういういたしますと、その単組の交渉だけでは交渉がうまく進まないような場合があるわけ、そういうような場合は上部団体とでも申しましようか、そういう連合会がその他の単組と交渉するような道も開いておいた方が、結局団体交渉の効率を高めて参ります上においても意義があるかと考へまして、こういうような工合に、その委任を受けた者もその交渉に當ることができるといふことの道を開いたわけでありまして、さよう御了承願います。

○横井委員 そうするとあなたの方で予想なさっていらつしやる委任を受けた者というのは、今弁護士という名前がございましたが、実際問題に當つては、いわゆる組合ボスというものがまたできて、それがこういう交渉を仕事のようにやるという面が出てきしなにかという一つの憂いがあるのです、これはどうでございましようか。あなたの方はやはり労働組合の交渉のように、組合の幹部が交渉に當られる、こういうことを多分に予想なさつてのこととございましようか。その点を一つ承わりたい。

○春日委員 これはこの百一条に書いてあります通りに、組合の代表者または組合の委任を受けた者という表現を用いておるわけでありまして、従いまして、第一義的には組合の代表者であり、それから、組合長並びにそれに準ずる理事者という形でありまして、それでも十分に交渉の能力を欠くという心配がございます場合には、上部団体、すなわち連合会をしてその交渉に當らしめるとか、いろいろな場合が予想されるわけでありまして、私は今弁護士といふことを申しましたが、これは当初から第一義的に組合の委任を受けた者の中に弁護士を考へるのではないのでございまして、いろいろな法律関係がありますので、そういう場合に法律関係のアドヴァイザーとして、そういうような人々もその交渉の中に加えることができる、そうしてこの法律関係においてあやまちなき交渉をさせて妥結点を得るようというふうな、あまねく總意をめぐらしてゐるわけでありまして、

○横井委員 組合の交渉というものは——もともとこの組合は過当競争をやつて非常に悩んでゐる組合でございまして、しかもそういう組合が交渉する相手方というものは自分の取引先、考へようによつては納得でございまして、こういう人と交渉するのはやっぱり組合の理事長とか副理事長とか、そういうほんとうの業者の代表が當る方が適當であつて、しかもその行き方としてはなるだけ穩便に話し合ひをやつていくというのが普通のように考へられるのでございまして、どうしても第三者

を入れたりすると、春日さんの今のお言葉のようにおとなしい折衝ならいいが、政府当局の言われたようになすわり込み等の問題が起きますと、これはなかなか大きなめんどろな問題が起きます。しかもあなたの方の法律案を見ますと、この交渉の内容というものは、実に広大なるものである。政府案はこれは調整事業ということに一応限定されておられます。そういったと、非常に大きな権限を持つて、しかも組合交渉に第三者が當りますと、これが爭議といふことに発展するおそれがあるにしもあらずと思ひますが、この点はどうでございましようか。春日さんと政府当局と両方から一つ御見解を承わりたい。

○川上政府委員 私どもの方といたしましては、これはやはり主として取引関係の問題でございまして、なるべく紳士的と申しますか、そういうような話し合ひをした方がいんじやないかというふうな考へますので、やはり特に組合の代表者といふことにいたしまして、委任を認めないといふことにしてあるわけと申します。また同時に、この申し出をする場合におきましては、二十九条の第二項によりまして、組合協約の内容及びその申し出の相手方につきまして總會の承認を得なければならぬといふようなことにしておるわけでありまして、またその内容につきましては、私どもの方といたしましては調整事業に関するものだけだ、いわゆる商工組合におきましてはこういう調整事業を自主的にやつて、そして中小企業者の安定をはかりたいので、これに相手方の取引先も協力してもらいたいといふ意味の交渉でございまして、

で、それ以外のいろいろな問題についての交渉権を認めるというものは、行き過ぎておるではないかといふようにわれわれ考へますので、やはり調整事業だけに限定をいたしたわけと申します。どこまでもその商工組合において自主的に調整事業を行うから、どうぞこれに協力していただきたい、私どもの方の中小企業者の安定をはかることに對して、協力してもらいたいといふ意味の団体交渉であるわけと申します。

○春日委員 私どもの団体交渉も、やはり第三十三条によつて「第一一条の団体協約は、あらかじめ總會の承認を得て同条の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる」と明記いたしておるわけでありまして、従いまして代表者並びにその委任を受けた者が、独自の着想や即興的な考へ方によりまして、独走することは断じて許してはいないものであります。なお重複いたしますが、私たちは第一一條に認めております通り第一義的に代表者とこれを締結して、次に代表者ではその機能を欠く場合を想定いたしました、これは横井さんも事業に深い経験をお持ちでありますからおわかりでありましようけれども、団体交渉を行ななければならぬといふのはよほどの事情のある場合でありますから、従いましてただ商取引の常識、慣習だけをもちて、なかなか交渉は妥結いたさないといふのであります。そういうような場合に、法律関係あるいはさらに上部団体との関係その他全国的規模における経済現象の帰趨、いろいろな知識のアドヴァイスを必要とする場合も、これはないわけではないと考へられます。そういうう

うな場合に備へまして、団体交渉が法律的にもあまり行き過ぎたものでもないように、社会通念から考へてもとつてなものじゃないように完璧を期しますためには、特に組合構成のメンバー以外の学識経験者、そういうような人々が交渉に参画する場所を与えるといふことが、本法における機能の完壁を期するために必要欠くべからざるものと思へるわけでありまして、決して行き過ぎなどは許されたいわけでありまして、そういうわけでありまして、そこにいろいろな威嚇や相手方に脅威を与えるような行動は、この条文のどこからともなうこれは見られない、かように思つております。

○横井委員 そうしますと、あなたの方の案によりましてこの団体交渉の範囲は非常に広いのでございまして、別に限定はないかといふことと、それから交渉の任に當るのは委任を受けた者はだれでもよろしいか。こういうことになりまして、少しも限定がございせんので、極端なことを言へば二十人でも三十人でも、みんな委任を受けたのだといつて交渉に當り得るのでございまして、その点もお答えを願ひたいと思ひます。あえて人数の制限等がございせんので、その点も承わりたいと思ひます。

理由がなければ承諾をせなければならぬ。けれども、申し出についてはこれは全然別個の関係であります。交渉に承諾して、条件が合わないれば拒否すればよろしいのでありますから、いやですと言えはそれでしまいであります。いやだという場合に於けるいろいろな規定がほかの条文で規定してあるわけでありまして、そこですわり込んでおいたところで、相手が反感を持って団体交渉には応ぜられませんか、すなわちそれが正当なる理由であるというような、そういうようなときには団体交渉に承諾せられませんか従って交渉が締結できません。従ってあくまでも納得、懇談の形式をとる形になりますから、御心配のような事柄は毛頭ございせん。団体交渉の範囲につきましては、これは百一条の第一項、第二項に明確に規定をいたしておりますから、この範囲の中においてのみ許されるわけでありまして。

○横井委員 そうすると今のお答えでございまして、事業調整協同組合というものの事業はむしろ入るわけだと思ふのでございまして、その事業調整協同組合、要するにあなたの方で言われるところのこの組合の中には、こういうことがうたつてございまして、第二十七条の第七号「組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結」こううたつてございまして、そういうことと今度でございます組合は、その組合員が使用しております従業員でもって労働組合を組織する、こういうことが前提のようになるのでございまして、あなたの方ではこの労働組合というものは、たとえば組合員でございましてAという組合員、

Bという組合員がそれぞれ五人とか十人使っているのだが、その従業員を全部包括したものを一本に労働組合というものを組織することを前提としておいてなるのか、それともAはA、事業主とその従業員と、対抗すると言うとかしうのだが、対抗すると言ふ労働組合というものを考えておられるのか、その組合組織の考え方をまず承わりたいと思ひます。

○春日委員 これはもとより労働組合法、労働関係調整法、労働基準法、労働三法に規定されております労働者のすでに得ております労働基本権は、これによって何ら移動するものでもなく、侵害されるものでもありません。また何らの変更を加えるものでもありません。今までの通りです。ただこゝへ一個条を設けましたのは、こういう理由に基くものであります。それは現在の事業協同組合法の第九條の二の第五号に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」ということが現在の事業協同組合にも認められておるわけでありまして、従いまして従来解釈によりまして、私どもの組織法の第二十七條の第七号にきめておりますような事柄は、これは現行協同組合法第九條の二の五号によつてすでに認められておる権限である、機能である、こういう工合に理解されまして、そういうような解釈は中小企業庁と労働省は支持をいたしておる様子であります、しかしながら肝心の法務省が、そういうことは違法であるという見解を示しておる様子であります。従いまして事業協同組合法の九條の二の五号に規定しておりますすなわち事業協同組合のなし得る機能

の中で、肝心の政府部内において労働省と中小企業庁とがこの第七項の行為を行なつてもいいという解釈をしておるのに、法務省が疑義ありとこういつておりますので、そういうような疑義の存するところは、この際でありまして特別立法によつて法にこれを明確にしておく、こういうことになるわけでありまして、なお参考のために申し上げておきたいと存するのであります。が、この事柄はただひとり私どもだけがこういう労働という関係について団体協約によつて問題の解決をはかるうとしておるのではないのでありまして、たとえば政府案にあるのとほぼ同様の事柄を規定いたしておるわけでありまして、政府案の第十七條の第二項には「商工組合の事業」といたしまして「前号に掲げる制限を実施した後に於いて第九條に掲げる事柄を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格若しくは加工賃の制限」これは労働をさすものと考へますが、こういう工合にやはり調整機能の効力を確保して参りますために、特に労働について、同一地域においては労働組合法が規定をいたしております「地域的一般的拘束力」というものを持たしていく必要があるものでありまして、私も法律家仲間では、やはりこういう調整は必要である、従つてこの場合特別法によつてそういう疑義のあるところを解消していく、こういうことで特別に一項目を設けておる。政府も同様の効果をねらつて、他の条文でそれをやはり明らかにしておる、こういう工合に御理解をお願いしたいと思います。

○横井委員 今春日委員から十七條の第二項の問題が持ち上りましたが、社会党案の第二十七條の第七に書いてあるところの意味と、それから政府案の方とは私は意味が違ふと思ふのでございまして、どうか政府案の方の御説明をお願いします。加工賃の問題ですね。

○川上政府委員 十七條第二項の「加工賃」というのはこれは労働賃ではありませんが、これは加工に要する料金と申しますか、そういうものであります。いわゆる労働協約でいいます直接事業を対象とはいたしておりません。私の方としましては、この次の第十七條の二項で「商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。」この中の第一に「生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他」ということによりまして、いわゆる労働組合と商工組合とが労働協約について行為能力をこの商工組合は持つておるといふふうに私の方では解釈をいたしております。この点につきましては労働省もまた法制局も同様な意見を持つておるわけでありまして、しかしその交渉につきましては、応じなければならぬという規定は別に書いておりません。

○横井委員 今の政府の御説明は、具体的に言つて、たとえばこういうことだ、繊維を染めてもらふ、だから染めてもらふ染賃は一反で幾ら、こういう意味の加工賃でしょう。

やつて非常に悩んでるときである、そうしてこういう組合も作らなければならぬというような、業者としては非常事態のときに、一方においてまた労働組合といふいろいろ対決をしていかなければならぬというような、こういう事業の労働組合との団体交渉までこの事業調整協同組合がいろいろの事業を持つておることはどうでございましょう。実際に於いてはこれはもうそんなことをしたら中小企業なんというものはつぶれてしまふのではないでしようか。この考え方はどうでございましょう。

○春日委員 冒頭にお答えいたしました通り、これは現行中小企業等協同組合法の第九條の二の五に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」ということがございまして、従つておつて、そうしてその中に「組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結」は今まではこの九條の二の五の中にそれがございまして、こういう工合に理解されておたのです。その解釈を中小企業庁、労働省は支持をしておつた、ところが法務省には疑義がありと云ふことで、肝心の現行中小企業等協同組合法の条文がその機能の効力が明確でなかつた、現在でもやれることをやれるように法律上の疑義をただす、もっぱらそれだけの目的でこの第七項目が挿入されておるのであります、今回の団体法あるいは私どもの中小企業組織法案によつて新しいこういう機能はここに付加しよう。こういうことでない。今やつておるこの疑義をこゝで理解せしめることにとどまるのでありますから、その程度に御理解を

願います。

○横井委員 上手におっしゃると言うふうにも言えるんだが、先ほど言ったように、組合の交渉には委任を受けてそれが団体交渉にも当り得る、そういうようなこともございますし、また組合を作るという前提条件のもとに、こういうように今度作る組合と労働組合とも団体交渉を結べるのだし、いろいろありましようけれども、実際問題で今度作る調整組合が、要するに中小企業の労働組合といろいろ協約を結ぶ。かりにそういうことがありといたしますと、中小企業なんというものはそれは二人、三人ぐらいでやっているものからあるいは五十人、百人使っておる人もあるのでございます。それが画一的にたとえば賃金ベースをきめるとか、これだけ賃上げをするというような交渉になって参りますと、それはなるほど同じ中小企業でも五十人、百人使っておられる人は労働管理も行き届いておりますから、そういうこともできるでございましょう。三人や四人、十人ぐらい使っておるような中小企業は、こういうふうに一画的にやられますと、非常に参ってしまふというような実態が起り得るのでございますが、この点はどうか。

○春日委員 実はいろいろの法律に關連を持つて参ると思うのであります。これは労働組合法の第十八条に「地域的一般的拘束力」という条項があるわけであります。ちよつと要約してみますと、「一の地域において従業員する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立に基き、労働委員會の決議により、勞

勸大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができ、この工合に地域的の一般拘束が労働組合法にあるわけでありまゝ。今回のこの私どもの事業調整協同組合は府県一単位ということを単組としての構成の基礎としております。この工合に拘束がありまゝ、この十八条の地域的の一般拘束と、それから中小企業等協同組合法の第九条の二の五との関係におきましてそういうことは現実にも今まであったことでありまして、あり得ることであるから、これを今後やらしていった方が関係労働者の福祉の増進のためにも、かつはまた事業者のいろいろな運営の上においてもこれは非常にプラスになる点が多いだろう、こういう解釈に立つものでありまして、今回いたずらに煩瑣を加えるというようなことは断じてございませう。御了解願います。

○横井委員　これはあなたの方からいへばそうおっしゃるでございましょうが、実際においては今度は別な法律でもって、団体協約をやるのだ、こういうことがはっきりいたしますと、この面についてはいろいろ議論があると思ひます。しかしこれ以上は議論でございまして、私質問をこの程度にとどめます。

次に一つ、これは政府当局に承わりたいと思います。この組合の区域の問題でございしますが、商工組合というものは県単位に作るのである、連合会は国を単位に作るのだ、こう書いてございしますが、特殊なものは特別な区域に作り得るかどうかなという問題であります。

す。たとえば簡単な例を申しますと、岐阜卓ちょうちんとか、どここのからかさ、これは特殊なものであります。あるいは瀬戸物は瀬戸に限ったものでございますが、こういうようなものは別に作り得るかどうか、こういうことを一つお尋ねします。

○川上政府委員　連合会につきましても、全国一本というふうに考えております。これは一つの業種につきまして調整事業を行います場合におきましては、どうしても全国的な問題に関連して参りますので、やはり連合会としましては全国一本がいいのではないかと、いうふうに考えております。ただし商業につきましては、その府県で連合会を作り得るというふうなふうに私どもとしては考えております。製造業につきましては、どうしてもやはり全国一本ということが調整事業をやるについて最も妥当ではないかというふうに考えますので、きわめて例外的な措置として商業関係について府県で連合会を作れるというふうに考えているわけであります。

それから製造業について特殊なものですが、商工組合につきましては、これは大体原則としましては、一県なりあるいはその産地におきまして、その産地の区域において一つということになってくるのじゃないかというふうに考えられます。

○横井委員 この区域の問題に關しまして、昨年自治法が改正になりましたので、特殊の都市に向つては府県の仕事が委譲されたことは御存じの通りであります。そこでたとえば大阪とか京都とか名古屋とか横浜とかの事業に對しましては、ほとんどその都市で許

可認可を与えているようなわけであり
ます。そこで今度この問題に關しまし
て、たとえば名古屋市の一つの組合を
作ろうと思う場合にも、やはり県の認
可を得なければならぬかどうか、こう
いう問題が起っているわけでありませ
うが、これは自治法の改正で名古屋市の
ものは名古屋市の認可を受ければよろ
しい、こういうように事務が委譲されて

いるはずですが、特別市としては、特別市というのは、言うまでもなく、五大市とか、あるいは福岡とか、こういうようなところは市が認可を与えて、こういうのが普通なんでありまして、それが今までの法の建前になっているのだが、これだと逆行することになります、どうなんです。

○川上政府委員　私どもの方としましては、商工組合につきましては、その認可の権限を委譲する場合におきましては、やはり府県にまかした方が一番いいのじゃないかというふうに考えています。これはやはり商工組合の性質からいいますと、調整事業をする場合におきましては、その地域というものは比較的広い方がいいんじゃないかというふうに考えますと、どうしても一府一県というよりも、やはり一府県とか、あるいは数府県というような問題が出て参りますので、やはりこれは府県に對しまして、その権限を与えた方がよくはないかというふうに考えておるわけでございます。ただたとえば小売市場というようなものについて、かりにこれは許可制度というような場合においては、私らはやはり小売市場というものは、その都市の中に大体あるわけですから、これは市にまかせてもいいと思いますが、商工組合はその調

加盟したい。しなければハンディキャップがあつて競争できない。希望加入と申しますか、入れてくれといつてみな入る志願加入と申しますか、こういう形で、そういうような魅力によつて第二条を裏づけさしていかなければならぬ。

らぬ。こういうところに非常に妙味のある法律構成に相なっております、政府案は第二条がありませんから、ただ組合が神經みたいなもので、血も肉もない。ところがわが党は第二条によつてここに血肉を流してやる。そういう魅力たっぷりな法律でありますから、強制加盟というような事柄は必要ではありませんが、あまのじゃくを律するためにほだいま申し上げました。

○横井委員 長々と御説明ありがとうございます。ございました。しかしあなたの方は、あけっぱなしにしておいて、あとで、やれ調停を何とか、勧告を何とか、裁定を何とかいう。あとでそんなことをやるのなら、私どもは先に入れておいて、組合内部で相談をしてやった方がよさそうに思うのでござい

ます。これは意見の相違でございましょうが、そう思うのでございいます。と同時に、どうも公取々々とおつしやるのだが、しかし政府が出しておるのでありますから、公取は一部分の意見だと私どもは考えるのでございいます。が、それほど公取が営業の自由拘束とか、あなた方が営業の自由を拘束するといかぬとおつしやるなら、これはどうでございましょうか。あなたの方

から中小企業の産業分野の確保に関する法律案が出ておるのでございますが、その第五条には大企業の事業拡張

動、これは断じて阻止すべき事柄であ
るう、かように述べておるのでありま
すから、御了承願いたいと思ひます。

○小笠委員 春日委員の立法体系の御
議論は他日をあらためてゆっくり伺
いたしたいと思います。同時に、法案につ
きましてもいろいろ問題があります
が、ただ、五十五条を議論するとき
に、独禁法との関係のみによつて批判
することは不適當であるということだ
け申し添えて、一応次会に譲りたいと
思ひます。

○福田委員長 本日はこの程度にとど
めます。次会は明二十四日午前十時よ
り開会することいたします。
これで散会いたします。

午後一時散会

〔参照〕

自転車競技法を廃止する法律案（永
井勝次郎君外十一名提出）に関する
報告書

小型自動車競走法を廃止する法律案
（永井勝次郎君外十一名提出）に関
する報告書

自転車競技法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に関する報告書

小型自動車競走法の一部を改正する
法律案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月二十六日印刷

昭和三十三年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局